

会 議 協 政 県

令和 8 年 1 0 月 1 4 日（水）

午前 1 0 : 0 0

- 1 . 令和 7 年度一般会計の決算状況について
- 2 . 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について
- 3 . その他

令和7年度一般会計の決算状況について

令和8年10月14日
出 納 局

1 歳 入

区 分	令和7年度	令和6年度	対前年度増減額
予算現額 (A)	7,512億 7,971万円	7,442億 7,428万円	70億 543万円
決算額 (B)	6,542億 300万円	6,487億 8,571万円	54億 1,728万円
予算現額に対する 増減額 (B-A)	▲970億 7,671万円	▲954億 8,857万円	▲15億 8,814万円

2 歳 出

区 分	令和7年度	令和6年度	対前年度増減額
予算現額 (a)	7,512億 7,971万円	7,442億 7,428万円	70億 543万円
決算額 (b)	6,360億 3,139万円	6,328億 1,154万円	32億 1,984万円
翌年度繰越額 (c)	994億 8,501万円	943億 4,288万円	51億 4,213万円
不用額 (a-b-c)	157億 6,331万円	171億 1,987万円	▲13億 5,655万円

3 実質収支等

区 分	令和7年度	令和6年度	対前年度増減額
① 歳入歳出差引額 (B-b)	181億 7,161万円	159億 7,417万円	21億 9,744万円
② 翌年度へ繰越すべ き財源	77億 9,906万円	60億 1,851万円	17億 8,055万円
③ 実質収支額 ①-②	103億 7,255万円	99億 5,566万円	4億 1,689万円
④ 前年度実質収支額	99億 5,566万円	103億 4,304万円	▲3億 8,738万円
⑤ 単年度収支額 ③-④	4億 1,689万円	▲3億 8,737万円	8億 427万円

※端数処理の関係で不具合がある。

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率・
資金不足比率について

令和 8 年 1 0 月 1 4 日
総 務 部

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定した、「健全化判断比率」及び公営企業会計の「資金不足比率」については、次のとおりです。

		R 7 決算	R 6 決算	R 7 - R 6
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—
	連結実質赤字比率	—	—	—
	実質公債費比率（※ 3 カ年平均）	1 4 . 7 % （ 4 2 位）	1 4 . 3 % （ 4 1 位）	+ 0 . 4
	将来負担比率	2 3 9 . 9 % （ 4 3 位）	2 3 2 . 9 % （ 4 1 位）	+ 7 . 0
資金不足比率		—	—	—

※実質公債費比率は 3 カ年の平均値

R 7 決算：14.7%（R 7：15.2%、R 6：14.6%、R 5：14.3%の平均値）

R 6 決算：14.3%（R 6：14.6%、R 5：14.3%、R 4：14.0%の平均値）

※（ ）内は全国順位

〔参考〕早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準	指標の説明
実質赤字比率	3.75%	5%	一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	8.75%	15%	全会計における実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	25%	35%	公営企業を含む地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	400%	—	地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—	公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率 ※対象は電気事業会計ほか6会計

※早期健全化基準・・・健全化判断比率のいずれかが基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

※財政再生基準・・・健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければなりません。

※地方債の許可基準・・・実質公債費比率が18%以上である場合には、「公債費負担適正化計画」を定め、地方債の発行に当たり総務大臣の許可を得なければなりません。